令和６年度

陸上自衛隊技術陸曹採用要項

防衛省

1 受付期間

令和６年３月１日（金）から５月17日（金）まで（締切日必着）

2 採用予定数

16名程度

3 応募資格

⑴　令和６年４月１日現在、20歳以上で、令和６年７月１日までに次表の資格・免許等の要件を満たす者

部　門	採用予定人員	資格・免許	年　齢	採用時の階級
通　信	若干名	第１級陸上無線技術士	23歳以上	１等陸曹
	若干名	第２級陸上無線技術士	21歳以上	２等陸曹
危険物	若干名	甲種火薬類製造保安責任者	23歳以上	１等陸曹
	若干名	乙種火薬類製造保安責任者又は、 甲種火薬類取扱保安責任者	21歳以上	２等陸曹
整　備	若干名	２等航空整備士	21歳以上	２等陸曹
航空管制	若干名	航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び 航空無線通信士資格保有者	21歳以上	２等陸曹
衛　生	若干名	准看護師	20歳以上	３等陸曹

※　各部門の主な業務については、４ページ参照

⑵　この試験を受けられない者

ア　日本国籍を有しない者

イ　自衛隊法第38条第１項の規定により自衛隊員となることができない者

○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

○　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試　　験

⑴　試験期日　**令和６年６月７日(金)**

⑵　試験会場　札幌、仙台、朝霞、伊丹及び健軍駐屯地で実施予定(細部は受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)

※　試験会場は変更になる場合があります。

⑶　試験種目　筆記試験(一般教養、作文)、口述試験及び身体検査(航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者については航空身体検査を実施)

主な身体検査の合格基準(注１)

検査項目	基準	
	航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者以外のもの	航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者
身長	男子は150cm、女子は140cm以上のもの	男子は155cm、女子は150cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注２)	
肺活量		男子は3,000cc、女子は2,400cc以上のもの
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	裸眼又は矯正視力で、遠距離視力が各眼が0.7以上かつ両眼1.0以上、近距離視力が各眼0.5以上で、近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないこと。 なお、矯正視力は眼鏡を使用する。 (コンタクトレンズは不可)
視器		斜位、眼球運動、視野、調整力、夜間視力等に異常のないもの
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	正常なもの
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他(注３) (血液検査(注4) 尿検査 胸部X線検査 等)	１　身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの ２　慢性疾患には次のものも含まれます。 ⑴　気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近３年間は無治療で発作のないものは除く。) ⑵　常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 ⑶　腰痛及び腰痛の既往歴のあるもの(２年以上無症状で再発のおそれのないものは除く。)、脊椎疾患に関わる手術を２年以内に受けたもの ⑷　てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去５年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) ⑸　過度の肥満症 ⑹　高血圧症、低血圧症 ３　開腹手術の既往歴がないもの(ただし、次のものを除く。) ⑴　外そけい・臍ヘルニア根治術 ⑵　腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 ⑶　開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後１年以上再発・後遺症がないもの ⑷　開腹手術の実施後５年以上再発・後遺症がないもの ４　刺青がないもの(注５)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注１：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注２：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(５ページ)のとおり。なお、体重が基準を超過していても体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

注３：**「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。**

注４：航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者に対して、実施します。

注５：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※　身体検査のため、Ｔシャツ及び短パンを持参してください。

※　身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

5 受験手続

⑴　志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(Ａ４判)に切手(180円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「陸上自衛隊技術陸曹志願書類」の請求であることを明記してください。

自衛官募集ホームページから志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

⑵　提出書類及び提出先
志願者は次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項　　目	内　　容	必要数
志　願　票（注２）	所定欄に６か月以内に撮影した写真を貼ってください（注１）。 （脱帽、上半身、正面向、縦４㎝、横３㎝、裏面に氏名、募集種目を記入）	１部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	１部
免許証の写し（注２）	応募資格となるものを提出してください。 免許証交付手続等の関係で受付期間に提出できない場合は、免許証の受理後、速やかに提出してください。	１部
返信用封筒（長形３号）	宛先を明記し、返信用切手（110円）を貼ってください（注３）。	１部

注１：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で２枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。
注２：提出していただいた志願票・免許証の写し及び証明書等は、返却いたしません。
注３：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

6　合格者の発表

⑴　**令和６年７月25日（木）**各自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに、合格通知書の送付をもって通知します。
なお、不合格者には通知しません。
合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛官募集ホームページ等で確認してください。合格通知書が発表の日から５日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
⑵　合否等に関する照会には原則応じられません。
注：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求は除く。
⑶　合格者には、採用に関する意向調査を行います。意向調査において応諾した者は、採用予定者となります。

7　入　　隊

⑴　入隊時期及び入隊先
合格者は、令和６年10月上旬頃、陸上自衛隊各方面混成団に入隊します。
⑵　入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、**異常のある者は不採用**となることがありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。
なお、併せて**薬物使用検査**を実施します。
⑶　採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

8　処　　遇（令和６年１月１日現在）

⑴　俸給の月額（注）
資格を取得した時以降の経験年数により異なります。

階　級	経験年数	月　額
１等陸曹	６年６か月～12年６か月	約24万～27万円
２等陸曹	５～11年	約23万～26万円
３等陸曹	３～８年	約21万～25万円

注：採用時の俸給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、俸給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。
⑵　各種手当
毎月の俸給のほか、期末・勤勉手当（年２回）が支給されます。また、勤務地域や職種・職域に応じた各種手当等があります。
⑶　退職手当
勤続６か月以上で勤務年数に応じて支給されます。
⑷　若年定年退職者給付金制度
若年定年制から生ずる不利益を補うため、自衛官として20年以上勤務し、１等陸佐以下で定年退職をした場合に支給されます。
給付金支給額の目安としては、定年退職後から60歳までの期間１年につき、退職時の俸給月額の約６か月分が支給されます。ただし、退職後の年収等に応じて、給付金支給額の一部又は全部が減額されることがあります。

9 その他

⑴　志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ連絡してください。

●試験終了前に変更した場合……志願書類を提出した自衛隊地方協力本部

●試験終了後に変更した場合

防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班

〒162-8802　東京都新宿区市谷本村町５－１　☎03(3268)3111(代表)　内線40296

⑵　受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。

⑶　その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

技術陸曹とは

陸上自衛隊で必要とする資格・免許等で、取得が難しく、保有者が少ない資格・免許等保有者を即戦力として、採用する制度です。

入隊後の教育

入隊後、陸上自衛隊東部方面混成団において、約３か月間、基礎知識及び基本動作等の教育を受けます。

※　採用後、４年以上で幹部候補生(部内)の受験資格が得られます。

主な業務

資格・免許等に応じて、陸上自衛隊の各部隊等で次のような業務等に従事します。

部　門	資格・免許等	業務概要
通　信	第１級陸上無線技術士	○　試験計画(運用及び補給整備性)の作成、供試品(試験で使用する装備予定品)の整備
	第２級陸上無線技術士	○　航空管制用無線機等の維持・整備 ○　総務省の無線局検査の検査主担当
危険物	甲種火薬類製造保安責任者	○　試験計画(運用及び補給整備性)の作成、供試品(試験で使用する装備予定品)の整備 ○　弾薬の請求、輸送及び保管に関する諸手続 ○　試験用弾薬の受領、交付及び回収に関する監督等
	乙種火薬類製造保安責任者又は、甲種火薬類取扱保安責任者	○　弾薬等の検査等に関する業務 ○　弾薬等の調査研究等に関する業務
整　備	２等航空整備士	○　各種航空機の整備及び整備に係る各機付長に対する指導
航空管制	航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者	○　航空交通管制(管制塔の飛行場管制員)
衛　生	准看護師	○　衛生科部隊・病院等における業務 ○　各種訓練等における衛生支援 ○　災害派遣における衛生支援 ○　衛生に係る国際貢献活動

■ 合格基準表

航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者以外のもの

身　長	体　重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	― (38)	― (52)
142.0～	― (39)	― (53)
145.0～	― (40)	― (55)
148.0～	― (42)	― (57)
150.0～	44 (43)	65 (58)
152.0～	45 (43.5)	67 (59.5)
155.0～	47 (44)	69 (62)
158.0～	47.5(44.5)	71.5(64.5)
161.0～	48 (45)	74 (67)
164.0～	49 (46)	76.5(69.5)
167.0～	50 (47.5)	79 (72)
170.0～	52 (49)	81.5(74.5)
173.0～	54 (51)	84 (77)
176.0～	56 (53)	86.5(79.5)
179.0～	58 (55)	89 (82)
182.0～	60 (57)	91.5(85)
185.0～	62 (59)	94 (88)
188.0～	64 (61)	96.5(91)
191.0～	66 (63)	99 (94)

※　括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

航空交通管制技能証明「飛行場管制」及び航空無線通信士資格保有者

身　長	胸　囲	体　重	体重超過の判定基準
cm	cm以上	kg以上	kg以上
150.0～	― (74.5)	― (43)	― (58)
152.0～	― (75)	― (43.5)	― (59.5)
155.0～	77 (75.5)	47 (44)	69 (62)
158.0～	77.5(76)	47.5(44.5)	71.5(64.5)
161.0～	78.5(76.5)	48 (45)	74 (67)
164.0～	79 (76.5)	49 (46)	76.5(69.5)
167.0～	80 (77)	50 (47.5)	79 (72)
170.0～	80.5(77.5)	52 (49)	81.5(74.5)
173.0～	81.5(78)	54 (51)	84 (77)
176.0～	82 (78.5)	56 (53)	86.5(79.5)
179.0～	83 (79)	58 (55)	89 (82)
182.0～	84 (79.5)	60 (57)	91.5(85)
185.0～	84.5(80)	62 (59)	94 (88)
188.0～	85.5(80.5)	64 (61)	96.5(91)
191.0～	86 (81)	66 (63)	99 (94)

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

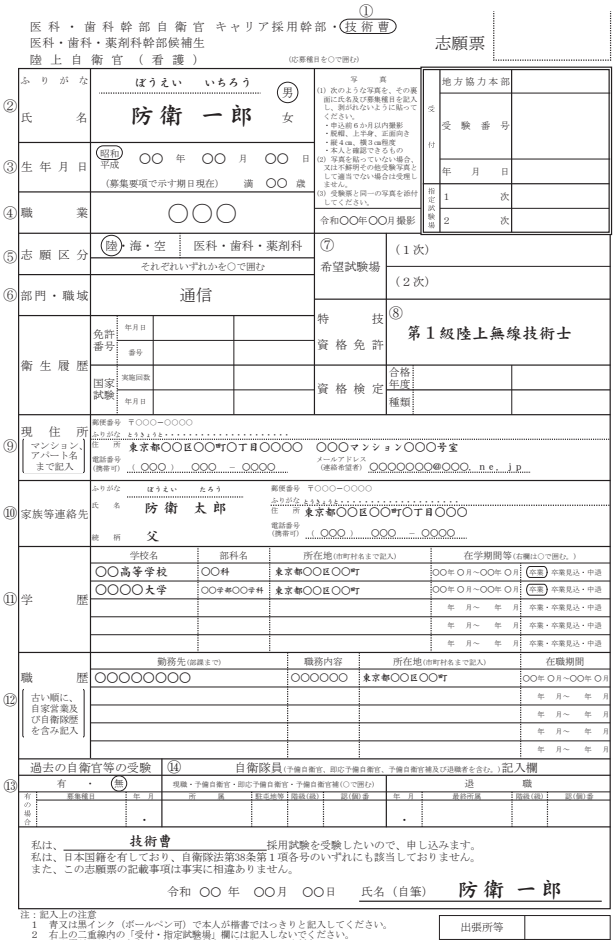

注：記入上の注意
1　青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
2　右上の二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。
3　記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
4　記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
5　志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

注欄は記入しないでください。

自　衛　隊　受　験　票

受付地方協力本部	注

応募種別	一般幹部候補生「大卒程度・院卒者」、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、キャリア採用幹部（陸・海・空）、技術曹（陸・海・空） 防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般」、 防衛医科大学校学生「医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）」、 陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、 予備自衛官補「一般・技能（陸上）・技能（海上）」 その他（　　）
受験番号	注
ふりがな 氏　名	ぼうえい　いちろう 防　衛　一　郎
試験場	注
試験日時	注

写　真
（志願票と同じものを貼り付ける。）
縦４×横３cm

注：1　**応募種別、氏名欄のみ記入**、応募種別は該当を（　）で囲むこと。
2　一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を（　）で囲むこと。
3　キャリア採用幹部志願者は、陸・海・空の区分を（　）で囲むこと。
4　技術曹志願者は、陸・海・空の区分を（　）で囲むこと。
5　防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を（　）で囲むこと。
6　防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）の区分を（　）で囲むこと。
7　陸上自衛隊高等工科学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を（　）で囲むこと。
8　予備自衛官補志願者は、一般・技能（陸上）・技能（海上）の区分を（　）で囲むこと。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

①「志願する募集種目」：「技術曹」を○で囲む。
②「氏　名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
③「生年月日」：年齢は令和６年４月１日現在の年齢を記入
④「職　業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
⑤「志願区分」：陸・海・空を一つ選択し○で囲む。
⑥「部門・職域」：希望する部門を記入
　※４ページ(主な業務)の部門欄を参考
⑦「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入(技術海曹志願者は、第１、第２希望の試験場を記入)
⑧「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
⑨「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入
　なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
⑩「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
⑪「学　歴」：高校から現在までのもの(専修学校・予備校等含む。)を中退等も含め、すべて詳細に記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
⑫「職　歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)をすべて詳細に記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
　なお、職務内容欄は、応募資格の業務経験を有しているかどうかを確認するため、特に詳細に記入
⑬「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊貸費学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科学校生徒をいう。)。
⑭「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備○士(例)と記入)

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

＜自衛隊法第38条第１項＞
○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
○　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
○　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所　在　地	電話番号	ＵＲＬ
札　幌	060-8542	札幌市中央区北４条西15丁目１	011(631)5472	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/
函　館	042-0934	函館市広野町６－25	0138(53)6241	https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/
旭　川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/
帯　広	080-0024	帯広市西14条南14丁目４	0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青　森	030-0861	青森市長島１丁目３－５　青森第２合同庁舎２Ｆ	017(776)1594	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/
岩　手	020-0023	盛岡市内丸７番25号　盛岡合同庁舎２Ｆ	019(623)3236	https://www.mod.go.jp/pco/iwate/
宮　城	983-0842	仙台市宮城野区五輪１丁目３－15　仙台第３合同庁舎１Ｆ	022(295)2612	https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/
秋　田	010-0951	秋田市山王４丁目３－34	018(823)5404	https://www.mod.go.jp/pco/akita/
山　形	990-0041	山形市緑町１－５－48　山形地方合同庁舎１・２Ｆ	023(622)0712	https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/
福　島	960-8112	福島市花園町５番46号　福島第２地方合同庁舎２Ｆ	024(531)2351	https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨　城	310-0061	水戸市北見町１－11　水戸地方合同庁舎４Ｆ	029(231)3315	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/
栃　木	320-0043	宇都宮市桜５丁目１－13　宇都宮地方合同庁舎２Ｆ	028(634)3385	https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/
群　馬	371-0805	前橋市南町３丁目64－12	027(221)4471	https://www.mod.go.jp/pco/gunma/
埼　玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤４丁目11－15 浦和地方合同庁舎３Ｆ	048(831)6043	https://www.mod.go.jp/pco/saitama/
千　葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町１丁目１－17	043(251)7151	https://www.mod.go.jp/pco/chiba/
東　京	162-8850	新宿区市谷本村町10番１号	03(3260)0543	https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253－２	045(662)9429	https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/
新　潟	950-8627	新潟市中央区美咲町１丁目１－１　新潟美咲合同庁舎１号館７Ｆ	025(285)0515	https://www.mod.go.jp/pco/niigata/
山　梨	400-0031	甲府市丸の内１丁目１番18号　甲府合同庁舎２Ｆ	055(253)1591	https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/
長　野	380-0846	長野市旭町1108　長野第２合同庁舎１Ｆ	026(233)2108	https://www.mod.go.jp/pco/nagano/
静　岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富　山	930-0856	富山市牛島新町６－24	076(441)3271	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/
石　川	921-8506	金沢市新神田４丁目３－10　金沢新神田合同庁舎３Ｆ	076(291)6250	https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/
福　井	910-0019	福井市春山１丁目１－54　福井春山合同庁舎10Ｆ	0776(23)1910	https://www.mod.go.jp/pco/fukui/
岐　阜	502-0817	岐阜市長良福光2675－３	058(232)3127	https://www.mod.go.jp/pco/gifu/
愛　知	454-0003	名古屋市中川区松重町３－41	052(331)6266	https://www.mod.go.jp/pco/aichi/
三　重	514-0003	津市桜橋１丁目91	059(225)0531	https://www.mod.go.jp/pco/mie/
滋　賀	520-0044	大津市京町３－１－１　大津びわ湖合同庁舎５Ｆ	077(524)6446	https://www.mod.go.jp/pco/shiga/
京　都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎３Ｆ	075(803)0820	https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/
大　阪	540-0008	大阪市中央区大手前４－１－67　大阪合同庁舎第２号館３Ｆ	06(6942)0715	https://www.mod.go.jp/pco/osaka/
兵　庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通１－４－３　神戸防災合同庁舎４Ｆ	078(261)8600	https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/
奈　良	630-8301	奈良市高畑町552　奈良第２地方合同庁舎１Ｆ	0742(23)7001	https://www.mod.go.jp/pco/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港１丁目14－６	073(422)5116	https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/
鳥　取	680-0845	鳥取市富安２－89－４　鳥取第１地方合同庁舎６Ｆ	0857(23)2251	https://www.mod.go.jp/pco/tottori/
島　根	690-0841	松江市向島町134－10　松江地方合同庁舎４Ｆ	0852(21)0015	https://www.mod.go.jp/pco/shimane/
岡　山	700-8517	岡山市北区下石井１－４－１　岡山第２合同庁舎２Ｆ	086(226)0361	https://www.mod.go.jp/pco/okayama/
広　島	730-0012	広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎４号館６Ｆ	082(221)2957	https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
山　口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/
徳　島	770-0941	徳島市万代町３－５　徳島第２地方合同庁舎５Ｆ	088(623)2220	https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/
香　川	760-0019	高松市サンポート３－33　高松サンポート合同庁舎南館２Ｆ	087(823)9206	https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/
愛　媛	790-0003	松山市三番町８丁目352－１	089(941)8381	https://www.mod.go.jp/pco/ehime/
高　知	780-0061	高知市栄田町２－２－10　高知よさこい咲都合同庁舎８Ｆ	088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福　岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町１丁目12番	092(584)1881	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/
佐　賀	840-0047	佐賀市与賀町２－18	0952(24)2291	https://www.mod.go.jp/pco/saga/
長　崎	850-0862	長崎市出島町２－25　防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/
大　分	870-0016	大分市新川町２丁目１番36号　大分合同庁舎５Ｆ	097(536)6271	https://www.mod.go.jp/pco/oita/
熊　本	860-0047	熊本市西区春日２丁目10－１　熊本地方合同庁舎Ｂ棟３Ｆ	096(297)2051	https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/
宮　崎	880-0901	宮崎市東大淀２丁目１－39	0985(53)2643	https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町４番１号　鹿児島第２地方合同庁舎１Ｆ	099(253)8920	https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/
沖　縄	900-0016	那覇市前島３丁目24－３－１	098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

＜ 自衛官募集ホームページ ＞
（技術書）

＜ 自衛官募集X(旧ツイッター) ＞

● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。

2023.11印刷